郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定教育・保育施設等の円滑な運営を図るため、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業を行う施設並びに認可外保育施設に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和48年郡山市規則第18号。 以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。
  - (1) 特定教育・保育施設 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条に規定する施設
  - (2) 特定地域型保育事業を行う施設 子ども子育て支援法(平成24年法律第65号)第29条に規定する施設
  - (3) 認可外保育施設 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第59条の2第1項に規定する施設をいう。ただし、法第6条第11項に規定する業務を目的とする施設を除く。

(補助対象施設、補助対象経費及び補助額)

第3条 補助の対象とする施設、経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付の申請)

- 第4条 補助金の交付を受けようとするものは、規則第4条に規定する補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 交付申請額積算書
  - (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

- 第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要な条件は、次のとおりとする。
  - (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
  - (2) 補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1)補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2)事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更 (概算払)
- 第7条 市長が必要と認めるときは、補助金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

- 第8条 補助金の交付を受けたものは、補助事業が完了したときは速やかに規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
  - (1) 補助金精算額明細書
  - (2) 収支決算書
  - (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(補助金の額の確定等)

第9条 市長は前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件 に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者 に通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
  - (郡山市児童福祉施設補助金交付要綱等の廃止)
- 2 次に掲げる要綱は、廃止する。
- (1) 郡山市児童福祉施設補助金交付要綱(昭和63年6月18日制定)
- (2) 郡山市延長保育事業補助金交付要綱(平成2年7月1日制定)
- (3) 郡山市一時的保育事業補助金交付要綱(平成2年10月1日制定)
- (4) 郡山市保育所地域活動事業費補助金交付要綱(平成6年3月10日制定)
- (5) 郡山市すくすく保育支援事業費補助金交付要綱(平成7年3月28日制定)

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 10 年度以後の年度分の補助金に ついて適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 12 年 11 月 27 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 12 年度以後の年度分の補助金 について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 15 年 8 月 25 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 15 年度以後の年度分の補助金 について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 17 年 11 月 17 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 17 年度以後の年度分の補助金 について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 21 年 7 月 17 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 21 年度以後の年度分の補助金 について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、

この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 22 年度以後の年度分の補助金 について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 25 年 7 月 5 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 25 年度以後の年度分の補助金に ついて適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 26 年 10 月 1 日から施行し、改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定は、平成 26 年度以後の年度分の補助金

について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 10 月 30 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 27 年度以後の年度分の 補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市民間認可保育所補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、 この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 22 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度以後の年度分の 補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行 為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 10 月 3 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 28 年度以後の年度分の 補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行 為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年 6 月 27 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 29 年度以後の年度分の 補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行 為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 2 月 7 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、平成 30 年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行 為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 12 月 17 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和元年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行 為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月5日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和2年度以後の年度分の補助 金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行

為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年1月 31 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和3年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行 為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年 11 月 16 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和4年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

## 附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月 11 日から施行し、改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定は、令和5年度以後の年度分の補助金について適用する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に、この要綱による改正前の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行 為は、この要綱による改正後の郡山市特定教育・保育施設等補助金交付要綱の規定によりなされた手続、処分その他の行為とみなす。

別表 (第3条関係)

	事業区分		補助対象経費	補助額	補助対象施設
運営費補助事業	事業費補助	第三者評価費	第三者評価に要する経費	実支出額に相当する額以内の額とし、他 の制度による補助金等の交付を受ける場 合は、実支出額に相当する額から当該補 助金等金額を除して得た額	民間認可保育所、幼稚園、認 定こども園及び特定地域型保 育事業の各事業を行う施設 (居宅訪問型保育事業を除
業		職員内部研修 費	職員内部研修に要する経費	実支出額に相当する額以内の額と 25,000 円のいずれか低い額	<. )
延長保育事業		業	延長保育事業の実施について(平成 27 年7月17日雇児発 0717 第10号)別紙「延長保育事業実施要綱」に定める延長保育事業に要する経費	子ども・子育て支援交付金の交付について(平成28年7月20日府子本第474号 内閣総理大臣通知)別紙子ども・子育て 支援交付金要綱別紙延長保育事業の部延 長保育事業の款3基準額の欄中に定める 額	民間認可保育所、認定こども 園及び特定地域型保育事業の 各事業を行う施設
送迎用バス安全装置設置支援事業		ス安全装置設置	認可保育所等設置支援事業の実施について (平成29年3月31日雇児発0331第30号)(令和5年2月8日子初0208第5号第十二次改正)別添5「保育環境改善等事業実施要綱」(以下「保育環境改善等実施要項」という。)3(2)④イに定める送迎用バスの安全装置の設置を行う事業に要する経費 送迎用バス安全装置設置支援事業を実施するために必要な装置・機器の購入費(装	送迎用バス1台当たり実支出額に相当する額と175,000円のいずれか低い額	民間認可保育所、幼保連携型 認定こども園及び特定地域型 保育事業の各事業を行う施設 (居宅訪問型保育事業を除 く。)、認可外保育施設

			1
	置・機器の運搬費、装置・機器の設置・据		
	え付け費、工事費を含む)、リース料、導		
	入費用		
保育所等における業務効	保育所等業務効率化推進事業(保育所等に	1か所当たり実支出額に相当する額と下	民間認可保育所、幼保連携型
率化推進事業	おけるICT化推進等事業)(令和4年度	記(1)又は(2)の額のいずれか低い	認定こども園及び特定地域型
	第2次補正予算分)の実施について(令和	方の額に4分の3(嵩上げ対象((1)	保育事業の各事業を行う施設
	5年2月10日子発0210第6号)別紙「保	①) の額については5分の4) を乗じた	(居宅訪問型保育事業を除
	育所等業務効率化推進事業(保育所等にお	額。ただし、算出額に 1,000 円未満の端	< 。 )
	ける ICT 化推進等事業)(令和4年度第2	数が生じた場合には、これを切り捨てる	
	次補正予算分)実施要綱」(以下「保育所	ものとする。	
	等業務効率以下推進事業実施要綱」とい		
	う。) 3 (1) に定める保育所等における	A 保育に関する計画・記録に関する機能	
	システムの導入事業に要する経費	B 園児の登園及び降園の管理に関する機	
		能	
	保育所等業務効率化推進事業(保育所等に	C 保護者との連絡に関する機能	
	おけるICT化推進等事業)を実施するた		
	めに必要なシステムの導入費用、リース	(1) Bの機能を導入する場合 (①及び	
	料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務	②を別々に算定)	
	費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入	① Bの機能に関する部分(嵩上げあ	
	費	9)	
		端末購入等を行わない場合 1施設当た	
		り 200,000 円	
		端末購入等を行う場合 1施設当たり	
		700,000 円	
		② B以外の機能を併せて導入する場合	
		(嵩上げなし)	

<端末購入等を行わない場合> A又はCの機能を導入する場合 1 施設 当たり 200,000 円 A及びCの機能を導入する場合 1 施設 当たり 400,000 円 <端末購入等を行う場合> A又はCの機能を導入する場合 1 施設 当たり 200,000 円 A及びCの機能を導入する場合 1 施設 当たり 300,000 円 (2) Bの機能を導入しない場合(嵩上 げなし) ① A又はCの機能を導入する場合 1 施 設当たり 200,000 円 併せて端末購入等を行う場合 1 施設当 たり 700,000 円 ② A及びCの機能を導入する場合 1 施 設当たり 400,000 円 併せて端末購入等を行う場合 1 施設当 たり 900,000 円 1か所当たり実支出額に相当する額と下 認可外保育施設 保育所等業務効率以下推進事業実施要綱3 (3) に定める認可外保育施設における機 記①又は②の額のいずれか低い方の額に 器の導入事業に要する経費 4分の3 (嵩上げ対象①の額については 5分の4)を乗じた額。ただし、算出額 保育所等業務効率化推進事業(保育所等に に 1,000 円未満の端数が生じた場合に

	A COLOR OF THIS HOLD TO SHELL A COLOR		
	おけるICT化推進等事業)を実施するた	は、これを切り捨てるものとする。	
	めに必要なシステムの導入費用、リース		
	料、工事費、報償費、旅費、需用費、役務	① 園児の登園及び降園の管理に関する	
	費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入	機能を有する機器を導入する場合 1施	
	費	設当たり 700,000 円	
		※システムのみ導入する場合 1施設当	
		たり 200,000 円	
		② 園児の登園及び降園の管理に関する	
		機能を有する機器を導入しない場合 1	
		施設当たり 200,000 円	
ICT活用子ども見守り	保育環境改善等実施要綱3 (2) ④ウに定	1 施設当たり実支出額に相当する額と	民間認可保育所、幼保連携型
機器導入支援事業	めるICTを活用した子どもの見守りに必	200,000 円のいずれか低い額に5分の4	認定こども園及び特定地域型
	要な機器の購入を行う事業に要する経費	を乗じた額。ただし、算出額に 1,000 円	保育事業の各事業を行う施設
		未満の端数が生じた場合には、これを切	(居宅訪問型保育事業を除
	ICT活用子ども見守り機器導入支援事業	り捨てるものとする。	く。)、認可外保育施設
	を実施するために必要な装置・機器の購入		
	費(装置・機器の運搬費、装置・機器の設		
	置・据え付け費、工事費を含む)、リース		
	料、導入費用		